

議第六十六号

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年六月十九日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年岐阜県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一号中「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に改め、同条第二号中「三十八万六千五百円と五円十八銭」を「四十一万九千円と五円六十二銭」に改める。

第五条第一号中「五百四十一円三十一銭」を「五百八十六円八十八銭」に改め、同条第二号中「二十七万六千五百五十五円と二十八円三十五銭」を「二十九万三千四百四十円と三十円七十三銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提 案 説 明

公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、選挙公営に係る限度額を改定するため、この条例を定めようとする。

